

## 病床不足地域における病床整備計画について

医療圏	病床を整備しようとする施設 ①名称 ②所在地 ③開設者	整備 病床数	病床種別等			
海 部	① 中村眼科 ② 弥富市鯛浦町字車東 12 ③ 中村 美晴	3 床	病床種別	現状	計画	計
			一般	0	3	3
			計	0	3	3
	1 診療所	3 床				
尾 張 中 部	① 豊和病院 ② 清須市須ヶ口 413 ③ 医療法人清須呼吸器疾患研究会	18 床	病床種別	現状	計画	計
			一般	18	62	80
			療養	84	△44	40
			計	102	18	120
	1 病院	18 床				
尾 張 北 部	① かがわ北病院 ② 春日井市角崎町 3-1 ③ 医療法人北陽会	8 床	病床種別	現状	計画	計
			療養	30	8	38
			計	30	8	38
	① (仮称) 高森台病院 ② 春日井市高森台 4-4-49 ③ 医療法人宏生会	160 床	病床種別	現状	計画	計
			療養	0	160	160
			計	0	160	160
	2 病院	168 床				
西三河 南部西	① 愛知県厚生農業協同組合連合会 安城更生病院 ② 安城市安城町東広畔 28 ③ 愛知県厚生農業協同組合連合会	26 床	病床種別	現状	計画	計
			一般	723	26	749
			計	723	26	749
	① 社会医療法人財団新和会 八千代病院 ② 安城市住吉町 2-2-7 ③ 社会医療法人財団新和会	100 床	病床種別	現状	計画	計
			一般	216	100	316
			療養	104	0	104
			計	320	100	420
	2 病院	126 床				
東三河 北 部	① 医療法人星野病院 ② 新城市大野字上野 70-3 ③ 医療法人星野病院	23 床	病床種別	現状	計画	計
			一般	4	△4	0
			療養	60	27	87
			計	64	23	87
	1 病院	23 床				

医療圏	病床を整備しようとする施設 ①名称 ②所在地 ③開設者	整備 病床数	病床種別等															
東三河 南部	① 医療法人積善会 豊橋積善病院 ② 豊橋市大岩町字北山 6-110 ③ 医療法人積善会	248 床	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="949 383 1102 434">病床種別</th> <th data-bbox="1102 383 1201 434">現状</th> <th data-bbox="1201 383 1300 434">計画</th> <th data-bbox="1300 383 1399 434">計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="949 434 1102 486">療養</td> <td data-bbox="1102 434 1201 486">0</td> <td data-bbox="1201 434 1300 486">248</td> <td data-bbox="1300 434 1399 486">248</td> </tr> <tr> <td data-bbox="949 486 1102 537">計</td> <td data-bbox="1102 486 1201 537">0</td> <td data-bbox="1201 486 1300 537">248</td> <td data-bbox="1300 486 1399 537">248</td> </tr> </tbody> </table>				病床種別	現状	計画	計	療養	0	248	248	計	0	248	248
	病床種別	現状	計画	計														
療養	0	248	248															
計	0	248	248															
1 病院	248 床																	

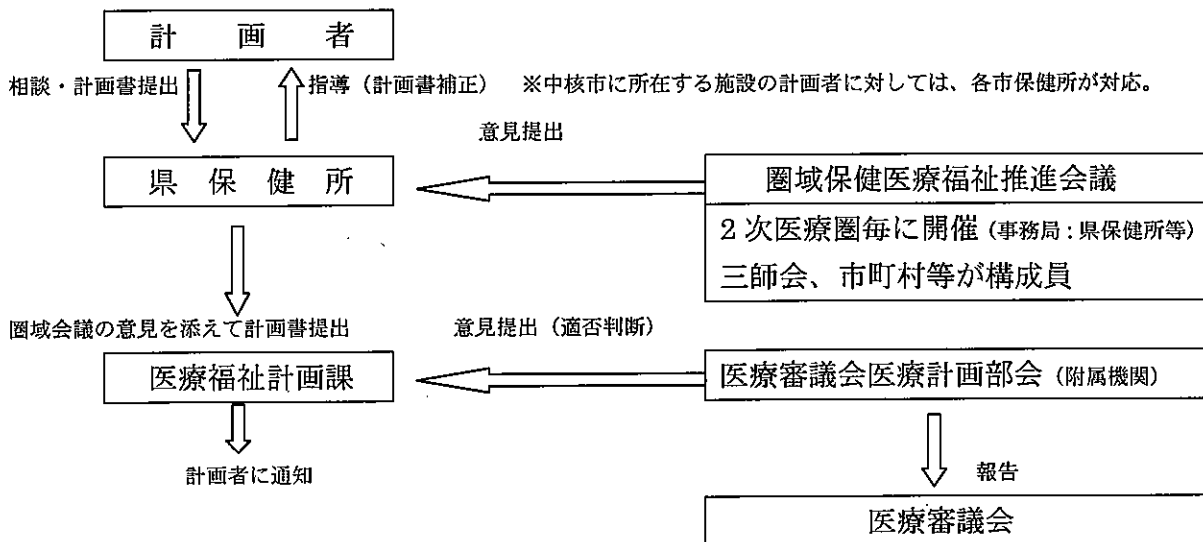
## 病床整備計画の手続について

○病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

○本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという事前協議制を採用しております。

○事前協議の手続は、「愛知県病院開設等許可事務取扱要領」により規定されております。

○事前協議の流れは以下のとおりです。



○病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

・一般病床

以下の病床以外のもの

・療養病床

以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

・精神病床

精神疾患を有する者を入院させるためのもの

・感染症病床

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

・結核病床

結核の患者を入院させるためのもの